

成年後見活動における意思決定支援の構造とその関連要因

—第三者後見人等に対する量的調査—

○ 四天王寺大学 笠原幸子 (2556)

大阪公立大学 鶴浦直子 (5747)

意思決定支援・成年後見制度・第三者後見人等

1. 研究目的

後見人等には親族と親族以外の後見人がいるが、成年後見関係事件概況(最高裁判所事務総局家庭局 2023)では、親族以外の後見人(以下、第三者後見人等)は全体の8割以上を占めている。選任されてから被後見人・被保佐人・被保助人(以下、本人)と出会うことが多い第三者後見人等にとって、本人の意思を尊重した後見活動をどのように行っていくべきか極めて重要な課題である。本研究の目的は、第三者後見人等が行う意思決定支援の構造を明らかにし、それらに影響を与える要因を探ることである。

2. 研究の視点および方法

本研究では、「日頃から本人を褒める」「日常生活における本人の意思決定の機会の有無の把握」「意思決定後、生じた望ましくない結果についても支援」等といった第三者後見人等の実践が、意思決定支援を規定するという因果関係モデルを構築し構造方程式モデリングを用いて分析した。社会福祉士、弁護士、司法書士、市民後見人を対象に量的調査を実施した(2022年8月～10月)。回収は392名で、データに欠損のない374名を分析対象とした。分析には、Mplus.ver8及びSPSS.ver24を用いた。

3. 倫理的配慮

アンケート調査の実施にあたっては、事前に各組織の代表者等に対して調査の趣旨を説明し承諾を得た。回答を依頼するにあたっては、協力者に対して、アンケート調査の目的と結果の発表等に関する文書を同封し、無記名であること、個人情報に関してはすべて統計的に処理し、特定されるような扱いはしないことを説明した。なお、本調査に関しては四天王寺大学研究倫理審査委員会の承認(IBU2022倫第8号)を得ている。

4. 研究結果

変数として設定した26項目について探索的因子分析を行い、因子寄与率の低い変数、多義性が認められる変数を除外した結果21項目となった。「本人の今後の生活に関する見通しについてチームで検討」「支援チームの会議の出席」「支援者の支援に関する考えの確認」「本人の意思決定後、関係者がチームとなって見守る」「支援者と日常的に本人の情報を共有」の5項目からなる第1因子を「意思決定支援を促進するチーム支援」と命名した。「本人の生活史の把握」「本人の現在の興味や関心のある事柄の把握」「本人の過去の興味や関心のあった事柄の把握」「本人の願っている事柄(近未来の願望)の把握」「本人の現在の嫌いなもの、嫌いなことの把握」「本人の金銭感覚の把握」「本人が、自分のことは自分で決めたいと、どの程度思っているのか把握」「本人が今の生活を、どのように認識しているか

定期的に確認」「本人があなたのことを、どのように認識しているか把握」の9項目からなる第2因子を「前提条件としての本人理解」と命名した。「本人が意思(意向)を表明しやすいように、雰囲気づくりに配慮」「本人が意思(意向)を表明する場面において、焦らせたりしない」「本人が自分で決められるように、必要な情報の提供」「本人が自分で決められるように、選択肢の提示」「本人に説明する場合、図やメモなどを使って、本人が理解しやすいように工夫」「本人が表明した意思(意向)は変わるかもしれないので、時間や場面を変えて確認」「本人が、自分で『決めた』という実感を持ったかどうか確認」の7項目からなる第3因子を「意思決定支援の具体的手法」と命名した。次いで、「第三者後見人等が行う意思決定支援」21項目3因子構造の確証的因子分析の結果、モデル適合度は $\chi^2(182) = 524.573$ 、CFI=0.977、RMSEA=0.071と統計学的な許容水準を満たした。また、3つの因子のクロンバック α は、第1因子は0.798、第2因子は0.913、第3因子は0.916であった。構造方程式モデリングによる因果モデルでは、「第三者後見人等が行う意思決定支援」を従属変数に、「本人を、日頃から褒める」「日常生活で、本人の意思決定の機会の有無の把握」「本人の意思実現のために社会資源を探す」「意思決定後、生じた望ましくない結果についても支援」「本人の財産重視」「本人との信頼関係重視」を独立変数として、「成年後見人等の経験年数」をコントロール変数として投入した因果モデルの適合度は、CFI=0.934、RMSEA=0.061であり統計学的な許容水準を満たした。「第三者後見人等が行う意思決定支援」に対して、「本人を、日頃から褒める(標準化係数 0.280, $p < 0.001$)」「日常生活で、本人に意思決定の機会の有無の把握(標準化係数 0.342, $p < 0.001$)」等のパスが有意であり、説明率は33.2%であった。

5. 考察

第三者後見人等が行う意思決定支援に対して最も強い関連がみられたのは「日常生活で、本人の意思決定の機会の有無の把握」であった。いざという時だけ意思決定支援をしようとしても上手くいかないことが多いという指摘¹⁾のように、本人にとって重大な意思決定だけを支援の対象とするのではなく(重大な意思決定についても人によって異なる)、本人は日常的に意思決定することが求められる。また、「本人を、日頃から褒める」も強い関連がみられた。日頃から細やかなことでも褒めることが原動力となるという指摘²⁾と通底している。

本研究は、科学研究費助成事業・基盤研究C・19K02230の一部として行ったものである。また、申告すべき利益相反(COI)はない。

参考文献

1. 水島俊彦：チョイス&コントロールの保障：心からの希望を探求する意思決定支援, 月刊ケアマネジメント第34巻9号, 16-18.
2. 笠原幸子：大学生の主体的な学びをいかに成立させるか - 学生による「地域連携学生企画プロジェクト」の取り組み活動を通して, 四天王寺大学紀要 72号, 2023, 63-79.